

新旧対照表

福岡県環境影響評価条例（平成十年福岡県条例第三十九号）	
改正案	
目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第四十二条―第五十一条） 附則 （配慮書の作成） 第七条の三（略） 2 既存工作物（配慮書対象事業のうち、別表一の項及び三の項から十六の項までに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から規則で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が規則で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る配慮書対象事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。 一 事業実施想定区域 二 当該配慮書対象事業に係る環境の保全のための配慮の内容	目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第四十二条―第五十条） 附則 （配慮書の作成） 第七条の三（略） （新設）

(配慮書の送付等) 第七条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事へ送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類(前条第二項の規定により配慮書対象事業を実施しようとする場合にあつては、同項の規定により作成した配慮書)を公表しなければならない。	(配慮書の送付等) 第七条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事へ送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。
(調査計画書の作成) 第八条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第七条の五の意見が述べられたときはこれを考慮して、第七条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第五号から第七号までに掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)を作成しなければならない。	(調査計画書の作成) 第八条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、配慮書の内容を踏まえるとともに、第七条の五の意見が述べられたときはこれを考慮して、第七条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)を作成しなければならない。
一 四 (略) 五 第七条の三第一項第四号(対象事業が同条第二項の規定により実施する配慮書対象事業である場合にあつては、同項第二号)に掲げる事項 六 九 (略) 2 (略)	一 四 (略) 五 第七条の三第四号に掲げる事項 六 九 (略) 2 (略)
(都市計画に定められる配慮書対象事業及び対象事業に関する特例) 第三十九条 配慮書対象事業が都市計画法	(都市計画に定められる配慮書対象事業及び対象事業に関する特例) 第三十九条 配慮書対象事業が都市計画法

（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第七条の二から第七条の七までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画の決定又は変更をする者（以下「都市計画決定権者」という。）が、配慮書事業者に代わるものとして行うものとする。この場合において、<u>同条第一項第三号及び第二項並びに前条第一項の規定は、適用しない。</u> 2 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして行うものとする。この場合において、<u>第二十九條第一項第三号及び第二項並びに前条第二項の規定は、適用しない。</u> 3 （略） （資料の請求） 第四十三條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>配慮書事業者等（配</u>	（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第七条の二から第七条の七までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画の決定又は変更をする者（以下「都市計画決定権者」という。）が、配慮書事業者に代わるものとして行うものとする。この場合において、<u>第七條の七第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。</u> 2 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして行うものとする。 3 （略） （資料の請求） 第四十三條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>配慮書事業者、事業</u>
--	--

慮書事業者、事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者をいう。）に対し、資料の提出を求めることができる。

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第四十九条 知事は、配慮書事業者等が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した配慮書事業者等の同意を得なければならない。

- 一 第七条の四（第三十九条第一項の規定を適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた配慮書
- 二 第十条（第三十九条第二項の規定を適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた調査計画書
- 三 第十八条（第三十九条第二項又は第四十条第一項の規定を適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた評価書案
- 四 第二十七条（第三十九条第二項又は第四十条第一項の規定を適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた評価書

- 五 第三十五条第一項（第四十条第一項の規定を適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた事後調査を適切に実施した結果を記載した書類

（適用除外）

第五十条 （略）

一、四 （略）

者、都市計画決定権者又は港湾管理者に対し、資料の提出を求めることができる。

（新設）

（適用除外）

第四十九条 （略）

一、四 （略）

2 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第七項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、第二章第一節の規定は、適用しない。

3 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者が整備法第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、第二章第一節及び第一節の二の規定は、適用しない。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条	前条第一項の規定により知事の意見が述べられたときはこれを考慮するとともに、第十一条第一項の規定により述べられた意見に留意	整備法第十条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び
------	--	---

2 第二章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第七項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

（新設）

		第十七条			
		第十一条第一項及び第十三条第一項の規定により述べられた意見	第十一条第一項及び第十三条第一項の規定により述べられた意見		
第二十条第三号第一項		同条	第十四条		
第二十条第八條及び第二十九條第一項		第十条	第十八条		
第三十条第一條		第八条から	第十四条から		

第五十一条（略）

別表（第二条関係）

一〇十	（略）
十一	ダム及び堰の新築及び改築並びに放水路の新築
十二	（略）
十六	（略）

第五十条（略）

別表（第二条関係）

一〇十	（略）
十一	ダム及び放水路の新築並びに堰の新築及び改築
十二	（略）
十六	（略）